

香美市地球温暖化対策実行計画書（第4次）

令和5年3月

高知県香美市

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	5
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	6
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
7. 参考資料	10

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものであると言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2. 基本的事項

(1) 目的

香美市地球温暖化対策実行計画書(事務事業編)(以下「香美市事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、香美市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

香美市事務事業編の対象範囲は、香美市の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

香美市事務事業編の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)とします。

(4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	...	2023	2024	2025	2026	2027	...	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 策定				計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→							

図1 計画期間のイメージ

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

香美市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、2,726 t-CO₂となっています。

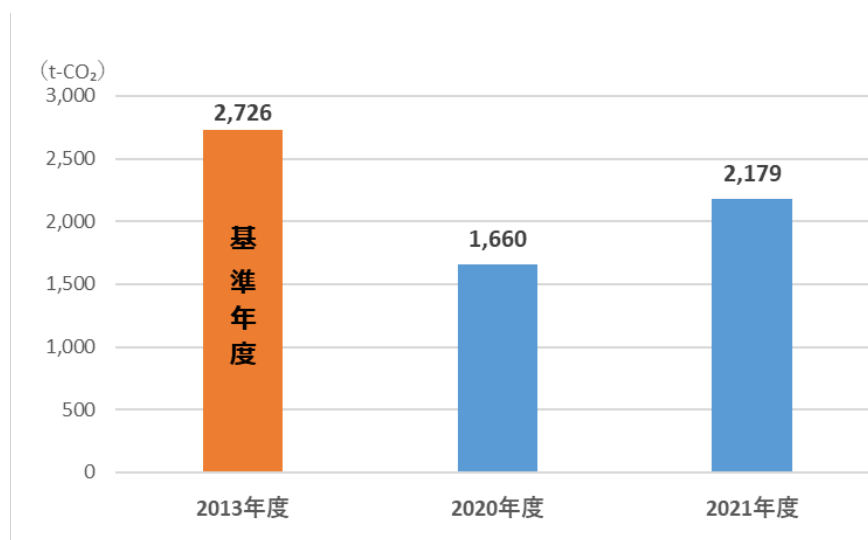


図 2 香美市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、エネルギー種別では、電気が全体の80%を占め、次いで重油9%、ガソリン5%、灯油3%となっています。

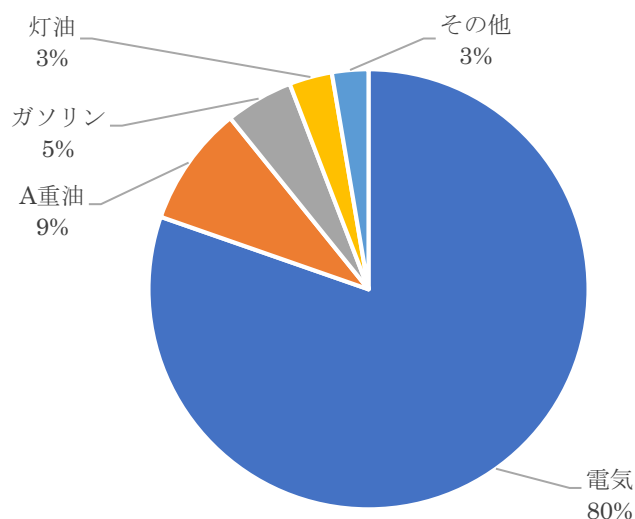


図 3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、香美市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	2,726 t -CO ₂	1,363 t -CO ₂
削減率	-	50%

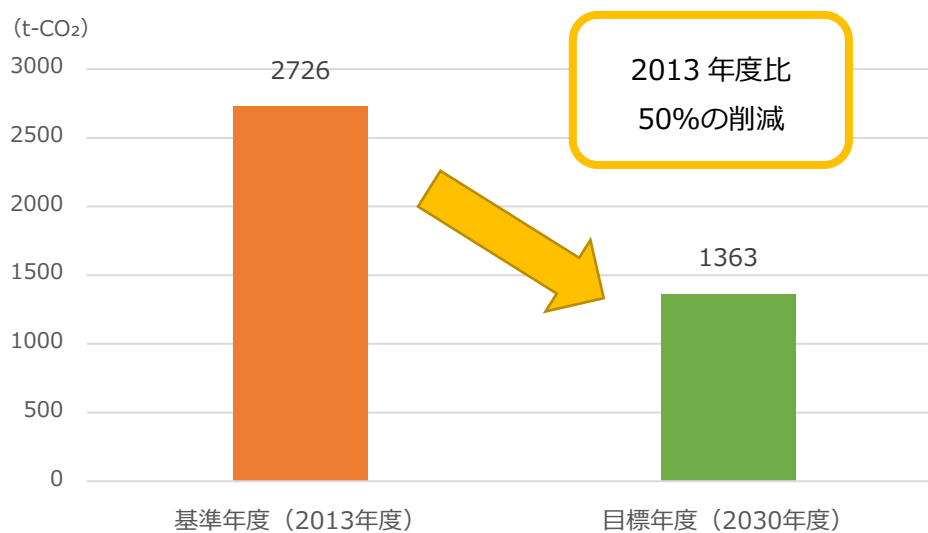


図 4 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- クールビズ・ウォームビズによる空調設備の適切な温度管理
- 各施設の照明設備のLED化
- 照明照度の調整

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 建物の基本性能（断熱、通風、採光等）向上の検討
- 緑化・植栽の実施・拡大（屋上緑化・壁面緑化を含む）の推進
- 雨水を有効に利用する設備の導入

③ グリーン購入の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 香美市グリーン購入基本方針に基づいた物品の調達
- 物品の使用合理化や運用改善による、購入量の縮減
- 公用車のハイブリッド車、電気自動車への買い替えの促進
- 用紙の節減（ごみの減量）

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策実行計画推進委員による職員への意識啓発に取り組めます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には徒歩又は自転車の使用を徹底します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- エレベーター利用の最小化に努めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

地球温暖化対策は、全職員が一丸となって主体的に取り組むことを原則とします。環境に対する取り組みは、環境担当者のみならず、関係行政分野を幅広く含めた総合的な取り組みを必要とすることから、内部においても、各種対策の総合的な検討が必要となります。本市では、下記の推進体制を構築することで、今後の地球温暖化対策の効率的な推進を目指します。

① 地球温暖化対策実行計画推進委員会

副市長を地球温暖化対策実行計画推進委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進委員（各所属長）で構成します。香美市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を各職場へ行います。

② 地球温暖化対策実行計画調査員（各所属長が指名する者）

「推進委員会」の指示に基づく基礎調査（活動量・排出量・増減要因等）、各職場への連絡等の実務に当たります。「推進委員会」と職場間の意思疎通を図ると共に、職場間の意識格差の訂正に努めます。

③ 地球温暖化対策実行計画委員会事務局及び事務局長

環境課環境班が事務局となり、環境課長を事務局長とします。

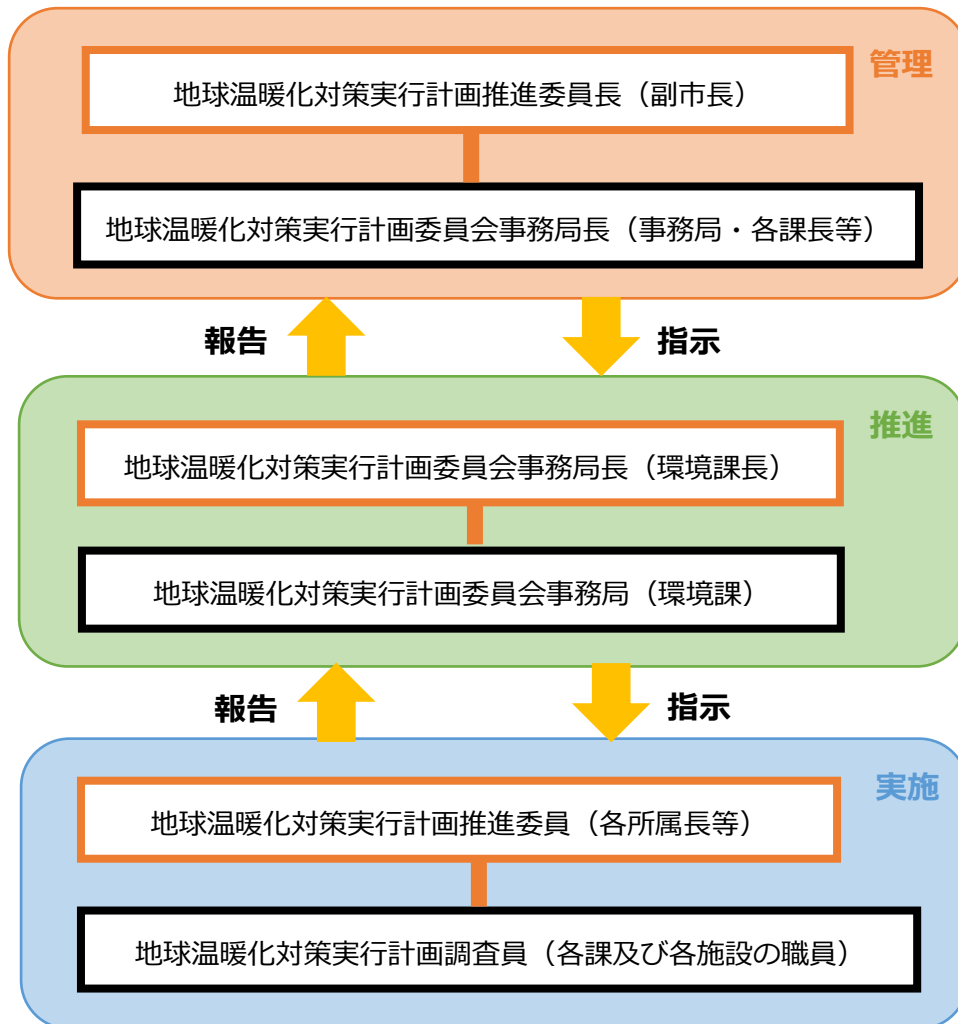


図 5 香美市事務事業の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

香美市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、香美市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

実行計画期間中は、香美市事務事業編の調査対象施設に対して年度毎に温室効果ガス排出状況及び取り組み実施状況の点検・調査を行います。また、排出状況の実態把握と共に本計画における温室効果ガス削減目標について、その達成状況を確認し、次年度より効果的な取り組みを図るための施策等について検討します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

事務局は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028年度に香美市事務事業編の改定を行います。

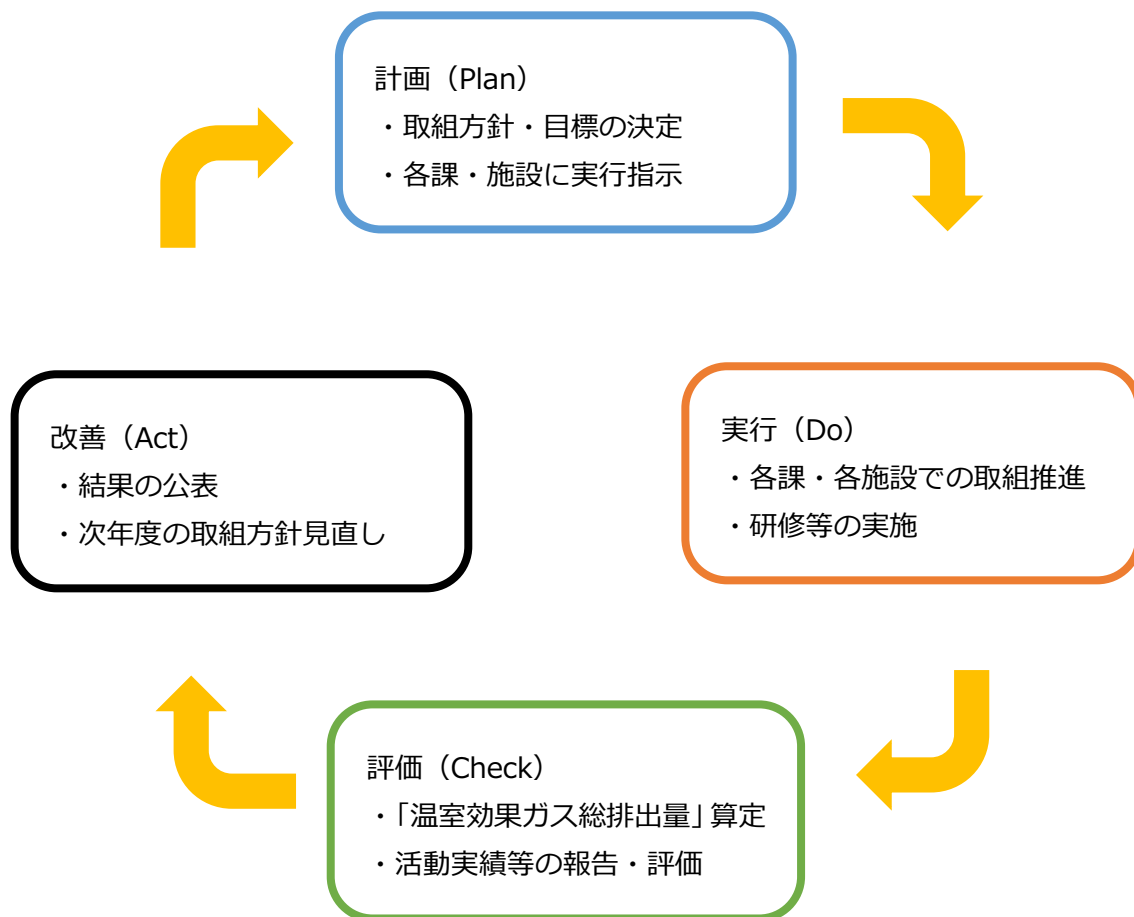


図 6 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

香美市事務事業編の進捗状況は、ホームページ等を通じて市民に公表します。

参考資料

対象公共施設一覧

	施設名	所轄課名（委員）	調査員
1	本庁	管財課	管財班
2	香北支所	香北支所	市民生活班
3	物部支所	物部支所	市民生活班
4	繁藤出張所	総務課	繁藤出張所
5	ふれあい交流センター	ふれあい交流センター	ふれあい交流センター
6	西庁舎	管財課	管財班
7	北庁舎	環境課	環境班
8	プラザ八王子	福祉事務所	社会福祉班
9	保健福祉センター香北	健康介護支援課	健康づくり班
10	中央公民館	生涯学習振興課	中央公民館
11	図書館（かみーる）		図書館（かみーる）
12	土佐山田スタジアム		スポーツ班
13	吉井勇記念館		教育委員会香北分室
14	基幹集落センター		教育委員会香北分室
15	土佐山田学校給食センター	教育委員会	土佐山田学校給食センター
16	香北学校給食センター		香北学校給食センター
17	物部学校給食センター		物部学校給食センター
18	各小中学校	教育振興課	学校教育班
19	各保育園		幼保支援班
20	各子育て支援センター		幼保支援班
21	香美市消防本部・消防署	消防課	総務班
22	香美市消防署香北分署	香美市香北分署	総務班
23	一般廃棄物処理場	環境課	環境班